平成２５年（フ）第２８号
秋田県山本郡三種町森岳字岩瀬94番地４、住民票上の住所秋田県能代市字後谷地３番地１ラメージュＡ―102
債務者　三浦　春男
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小坂　　塁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２４年（フ）第２７６号
長野県大町市平7736番地１
債務者　川上　和彦
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮井麻由子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１２７３号
名古屋市中村区亀島２丁目２番30号　宝マンショングランスクエア名駅806号
債務者　岡　　誠
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　亮爾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月24日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５７号
宮崎市大工３丁目144番地　大工マンション103号
債務者　緒方　峰藤
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笹田　雄介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年10月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１１４号
三重県四日市市西日野町2905番地
債務者　まんが喫茶Ｄ―ｐｏｃｋｅｔこと　後藤　貴治
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻　　龍範
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月31日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第６３号
新潟県妙高市大字関川643番地
債務者　石田　竹雪
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第６４号
新潟県妙高市大字関川643番地
債務者　石田　膺子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月28日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第１３８号
盛岡市夕顔瀬町18番５号
債務者　盛田　公博
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第４１号
岐阜市野一色４丁目７番21号
債務者　熊田　靖子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今尾　大祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月22日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１９８号
函館市時任町21番21号
債務者　加藤　妙子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２４５号
愛知県岡崎市西蔵前町２丁目１番地６　レオパレスルピナス109、前住所愛知県豊明市大久伝町南14番地５　中野コーポ302号
債務者　佐藤美佐子
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第８７号
奈良県橿原市西池尻町250―２　宮の前マンション18号、住民票上の住所奈良県橿原市西池尻町249番地の１　廣田マンション宮の前５号
債務者　上髙美弥子（旧姓髙橋・後）
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１６９号
奈良県大和高田市大字築山136番地８　ロイヤルコートＡ205号室
債務者　奈須　和良（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１７８号
奈良県橿原市西池尻町338番地の１　ヒロタマンション東８号
債務者　小枝　　翔
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２９号
広島県世羅郡世羅町大字小国3617番地
債務者　栗原恵津子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第２６２号
静岡県浜松市中区萩丘４丁目14番13号　パークハイツ萩丘Ｃ号室、前住所静岡県浜松市東区植松町264番地の７　メゾン宏城303号室
債務者　福田　佳恵（旧姓川合）
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２７２号
埼玉県春日部市南１丁目17番17号　ピュアルⅢ302
債務者　新田　恵路
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係